



出典：裁判所ウェブサイト

【事例1】東京簡易裁判所から「訴訟着手発付通知」という書面が封書で届いたが、身に覚えがない。この書面は本物か。

【事例2】債権回収業者から「未納料金お支払いのお願い」という圧着ハガキ※が届いた。心当たりがない。

※圧着ハガキとは、折りたたんだ紙の内側に用件を記載し接着したハガキのこと

実在する裁判所や企業をかたる 架空請求の書面に注意！

ここが重要ベニ！！



●書面には「民事訴訟」「差押え」等と不安をあおり、期日までに書面記載の電話番号に連絡するよう誘導しています。

●正式な裁判手続では、訴状は「特別送達」と記載された封書を郵便職員が手渡すことが原則になっており、郵便受けに直接投げ込まれることはありません。

●他にも、法務省や法律事務所、通販会社をかたる相談が寄せられています。

●架空請求の書面が届いても相手には絶対に連絡しないでください。連絡すると、お金を要求されたり、個人情報を知られてしまいます。

●心配なときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや
又は 消費者ホットライン 188